4　管轄公共職業安定所の長は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出した教育訓練支援給付金受給予定者が、法附則第十一条の二第一項前段の規定に該当すると認めたときは、次項に規定する支給単位期間（既に行つた支給申請に係る支給単位期間を除く。）について当該教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日を定め、当該教育訓練支援給付金受給資格者証に必要な事項を記載した上、交付しなければならない。

5　この条及び附則第三十条において「支給単位期間」とは、専門実践教育訓練を受けている期間を、当該専門実践教育訓練を開始した日（提出期限日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金を受ける資格を有する者にあつては、前項により教育訓練支援給付金に係る受給資格を決定した日）から起算して二箇月を経過した日又は当該専門実践教育訓練を受講している期間において二箇月ごとにその日に応当し、かつ、当該専門実践教育訓練を受けている期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「訓練開始応当日」という。）からそれぞれ二箇月後の訓練開始応当日の前日（当該専門実践教育訓練を終了した日の属する月にあつては、当該専門実践教育訓練を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

6　教育訓練支援給付金の額は、一支給単位期間について、法附則第十一条の二第三項の規定により算定した額に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じて当該各号に定める日数（以下この項において「支給日数」という。）を乗じて得た額とする。

一　次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間　当該支給単位期間において教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けた日数

二　専門実践教育訓練を修了した日の属する支給単位期間　当該支給単位期間における専門実践教育訓練を開始した日又は訓練開始応当日から当該専門実践教育訓練を修了等した日までの期間において教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けた日数

7　管轄公共職業安定所の長は、第四項に規定する教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日を定めるに当たつては、一支給単位期間について、当該支給単位期間の末日から起算して一箇月を超えない範囲で定めなければならない。ただし、管轄公共職業安定所の長が必要があると認めるときは、この限りでない。

8　第十七条の二第四項及び第五項の規定は、第三項ただし書の場合における提出について準用する。（法附則第十一条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める失業の認定）

第二十八条　教育訓練支援給付金を受ける資格を有する者は、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けようとするときは、当該教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日に、管轄公共職業安定所に出頭し、教育訓練支援給付金受講証明書（様式第三十三号の二の七）に、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証（基本手当の受給資格の決定を受けている者である場合にあつては、併せて受給資格者証。以下この項において同じ。）を添えて提出しなければならない。ただし、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証を添えないことができる。

2　前項の規定による教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定は、前条第四項に規定する当該教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けるべき日にしなければならない。ただし、天災その他当該教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受けることが出来なかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3　第十七条の二第四項及び第五項の規定は、前項ただし書の場合における失業の認定について準用する。（教育訓練支援給付金の支給日の決定及び通知）

第二十九条　管轄公共職業安定所の長は、教育訓練支援給付金を受ける資格を有する者が法附則第十一条の二第五項で準用する法第二十一条の規定による期間を満了した後管轄公共職業安定所に出頭したときは、その者について支給日を定め、その者に通知するものとする。（教育訓練支援給付金の支給手続）

第三十条　管轄公共職業安定所の長は、教育訓練支援給付金を受ける資格を有する者に対して失業の認定を行つたときは、その日の翌日から起算して七日以内に、当該失業の認定に係る支給単位期間について教育訓練支援給付金を支給するものとする。（法附則第十一条の二第三項の厚生労働省令で定める率）

第三十一条　法附則第十一条の二第三項の厚生労働省令で定める率は、第二十八条の三に定める率とする。（準用）

第三十二条　第二十条、第二十五条、第二十六条、第二十八条の四、第二十九条、第四十四条から第四十七条まで、第四十九条、第五十条及び第五十四条の規定は、教育訓練支援給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは「教育訓練支援給付金を受けることができる者」と、「法第十五条第四項第一号に該当する受給資格者」とあるのは「法第十五条第四項第一号に該当する教育訓練支援給付金を受けることができる者」と、「受給資格者証」とあるのは「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」と、「法第十五条第四項第二号に該当する受給資格者」とあるのは「法第十五条第四項第二号に該当する教育訓練支援給付金を受けることができる者」と、「口座振込受給資格者」とあるのは「第四十四条第一項に規定する方法によつて教育訓練支援給付金の支給を受ける者」と読み替えるものとする。

様式第五号中「労働条件に係る重大な問題」を「労働条件に係る問題」に、「過度な時間外労働」を「時間外労働」に改める。

様式第六号(1)（第二面）注意2中「受けようとするときは、」の下に「原則として」を加える。

様式第六号(2)中「労働条件に係る重大な問題」を「労働条件に係る問題」に、「過度な時間外労働」を「時間外労働」に改める。

様式第十号の四中「再就職手当・」の下に「就業促進定着手当・」を加え、同様式注意1中「死亡したことを知つた日の翌日から起算して1箇月以内（ただし、」を削り、「6箇月以内に限る。）」を「6か月以内」に、「死亡した受給資格者等」を「原則として死亡した受給資格者等」に改め、同様式注意3中(9)から⑯までを⑩から⑰までとし、(8)の次に次のように加える。

(9)　就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書

様式第十一号（第二面）注意事項2、第十一号の二（第二面）注意事項2及び第十一号の三（第二面）注意事項2中「添えて」の下に「原則として」を加え、「支給日は、原則として、失業の認定日です。」を削る。

様式第十二号（第二面）注意2中「について、」の下に「原則として」を加える。

様式第十六号中「第百一条の二の二の三」を「第百一条の二の二の五」に改め、同様式(1)の受給期間・教育訓練給付適用対象期間延長申請書の記載に当たつての注意3(1)及び4(1)中「申請書は、」の下に「原則として」を加える。

様式第十七号中「第百一条の二の二の三」を「第百一条の二の二の五」に改める。

様式第十八号中「第四十五条」を「第四十四条」に改める。

様式第二十二号（第二面）注意1中「申請書は、」の下に「原則として」を加える。